

《台湾出版警察報》を通して見た植民地台湾の言論検閲と朝鮮問題

崔末順(台湾 国立政治大學 台湾文學研究所 副教授)

機密文書《台湾出版警察報》により我々は、1930年代初めの台湾総督府の言論統制と雑誌検閲状況を知ることができる。1928年に台湾総督府の警察局長保安課図書掛が発行したこの資料は、新聞、雑誌に関する全般的な検閲状況と基準および内容を記録しており、当時の総督府が植民地台湾の言論に対して行なった検閲と発行頒布禁止の実態を見せてくれる。現在残っているのは第6号(1929年12月)から35号(1932年6月)までの2年6カ月間のものである。本発表はこれをもとに、まず植民地台湾の言論に対する総督府の統制の状況を全般的に考察し、つづいて約200件におよぶ朝鮮に関連する資料の初歩的な考察により、植民地警察が遮断しようとした朝鮮関連記事がいかなるものであったのかを整理したい。

1. 植民地時代の台湾出版法と検閲制度

植民地時代の台湾の言論政策は、児玉源太郎が第4代総督、後藤新平民政長官が民政長官に任命された1898年に立案され、1900年1月公布の律令第3号「台湾新聞紙條例」を基本的な骨格としている。これは「新聞紙印行条例」(1869)や「新聞紙条例」(1883)など、日本内地の新聞法令の基本的な精神すなわち言論の自由と権利の制限の上に形成されたものであり、日本ではその後、憲法が保障する人民の基本権により一部修正されたが、台湾においては言論に対する統制と管理という目的が貫徹された。1917年、既存の「台湾新聞紙条例」に、島外から入ってくる移輸入紙に関する規定を加えた「台湾新聞紙令」が公布され、総督府は植民統治の終りまでこの法令に依拠して検閲制度を構築し台湾の言論を統制した。

これら新聞紙関連法規の主要な点は、第一に総督府の許可なしには発行できない許可制を採択したことである。「新聞紙」は日刊新聞と、定期あるいは非定期的刊行の雑誌をふくんでおり、申請時に名称、掲載事項の種類、発行日(定期)、発行趣旨(非定期)、発行所と印刷所、発行人の姓名、出生年月日と住所など6項目について台湾総督の許可を受けねばならず、変更時にも同様に総督の同意を受ける必要があり、発行人の資格にも制限があった。第二に、発行前に納本を提出する義務があった。台湾総督府に2部、管轄州庁と地方法院に各1部、全部で4部を提出して検閲機関の審査を受けねばならないが、発行と同時に納本する日本とは違い、発行前に提出しなくてはならなかった。この事前検閲で懲戒を受けて発行が取り消されれば新聞社は財政的に大きな損失を蒙るため、報道内容を自己検閲するようになり、これに

よって総督府は言論統制の目的をある程度達成することができた。第三は、島外で発行された新聞紙の移輸入にたいする制限で、移輸入紙の検閲と委託販売任に対する制限規定である。移入紙、すなわち日本で発行して台湾で販売する新聞紙には事前検閲と納本提出の義務がないので、「台湾新聞紙令」を修正して販売人にも発行許可に相当する事前納本の義務を付け加えた。

新聞紙関連法規のほか、1900年の総督府令による「台湾出版規則」はいわゆる「出版物」にたいする規定である。出版物とは、新聞紙に属さない、あるいは新聞紙ではあっても時事的な内容を扱わないものをいう。新聞紙の許可主義とちがって出版物は日本と同じように申請主義を採択し、発行3日前に管轄地方の官庁を通して総督府に報告し、製本2部を提出することになっていた。島外の出版物は、内容に違反があった場合に販売禁止処分や印刷物押収の行政処分を行なうことができ、この規定は島内の出版物にも適用された。また地方長官には発売禁止と印本と刻本の押収の権限が与えられていたが、これは申請主義によっては規制できないものを即座に統制するためであった。このような法令にもとづき総督府は台湾の言論を統制し、これを執行する検閲機関は、1896年に総督府民政局警保課の高等警察掛、1901年に警察本署高等警察掛、1919年に警務局保安課特別高等掛、1928年に警務局保安課圖書掛と何度か変わったが、一貫して警察が担当した。これは言論統制と治安業務の密接さを示している。検閲業務を担当した高等警察は、政治と思想取材を担当する警務人員であり、なかでも新聞紙と雑誌など言論に関する専門的な検閲は出版警察が担当した。このように言論検閲が高等警察の業務であったことは、言論を思想・政治運動の一環とみなして事前予防と徹底的な掌握をめざした総督府の姿勢を示しているといえよう。

1929年に出た《台湾総督府及所属官署職員録》によれば、総督府警務局保安課の30名の職員編成は、正職員である事務官、翻譯官、屬、非正規職員である囑託、雇で構成されており、そのうち事務官は政策的な責任を負っていて、実際の検閲業務は屬がおこなった。面白いことに1927年以後、中国語出版物の輸入が増加するにしたがい、中国語を解する翻譯官の必要性和検閲人員の学識および見識が要求されるようになった。検閲の標準は大きく見て、安寧妨害と風俗紊乱の2種類に分けられる。風俗紊乱は主として露骨な性描写だが、安寧妨害については全部で19の項目に細分化されている。その内容を見ると、①皇室の尊嚴の冒瀆 ②君主制の否定 ③共産主義、無政府主義の理論、戦略、宣伝戦術の宣伝と運動およびこれを支持する革命団体 ④法律、裁判など国家権力の階級制を過度に強調して意味を曲解する者 ⑤暴力行為の扇動、直接行動、大衆暴動 ⑥植民地独立運動の扇動 ⑦非合法的な議会制度否認 ⑧国軍の存立の基盤を動揺させる行為 ⑨外国の君主、総統、使節の名誉を毀損して国際外交上重大な障害を作り

だす行為 ⑩軍事外交上重大な障害を惹起する者 ⑪犯罪の扇動、犯罪の保護、あるいは犯罪者や刑事被告人の賞揚と幫助 ⑫重大犯罪の調査妨害による社会不安の惹起 ⑬財政金融界を動揺させて社会の重大不安を惹起すること ⑭戦争の挑発の憂慮 ⑮日本内地と台湾の融合の妨害 ⑯台湾独立の鼓吹、あるいは民族意識の教唆 ⑰台湾総督などの使節を誹謗し威信をそこねる行為 ⑱台湾統治方針に対する悪意の宣伝により低水準の島民に疑惑を抱かせる行為 ⑲その他顕著な治安妨害行為、などである。このうち⑮から⑲は植民地台湾でのみ適用された基準である。基本的にはこれらに依拠したが、実際の執行時には出版警察の解釈に依らなければならないため多様な制限が可能であり、検閲の基準も社会情勢の変化によって焦点が変わることがあった。

検閲で違法とされた出版物には発売禁止や押収などの行政処分が下され、違反を繰り返せば総督は許可取消や発行停止などを命ずることができたが、これは島外で発行される新聞の場合も同じだった。当局の事前検閲で新聞が発行禁止になったり差し押さえられた場合は莫大な損失が発生した。当局にとって重要なのは内容の検閲であるから、一部に問題があると判断した場合は、その部分だけを切りぬく削除処分にもあった。だがこうしたやり方でも、納本したあとの行政処分の複雑な手続きに多大の時間がかかり、行政の負担と発行者の損失が大きかったため、「先印刷本検閲」（下刷検閲）をおこなうこともあった。この方式で削除処分を受けた場合には、発行前に他の文章に置き換えたり、××や○○などの伏字にしたり、あるいは空白にするか、活字をつぶすというやり方を用い、印刷段階で該当の頁を飛び越えたり削除するときには、そのページを表示しないで印刷錯誤のごとく見せかけたり、黒く塗りつぶしてしまう方式を使うこともあった。検閲が済めば「済」の印を表紙に押した。製本が終われば該当ページ切り抜いて表紙に「済」を押印した。検閲に必要な時間と過程は1日から30日までで一定しておらず、翻訳が必要な中国語の出版物は2週間くらいの時間が必要だったという。このように検閲自体に要する時間以外にも、発行と販売の許可申請を遅延させるなど、検閲制度は新聞、雑誌の発行と出版物の移輸入を妨害する正当の理由として台湾言論の生存空間をおびやかしたのであった。

2. 《台湾出版警察報》の韓国関連報道と消息の統制

先述したように《台湾出版警察報》は台湾総督府の警務局保安課図書掛が作成した秘密文書であり、現在残っているのは1929年12月から1935年6月まで毎月発行されたものである。その内容は大きく3つに分けられる。まず「出版警察概況」は発売頒布禁止となった出版物の目録と統計である。月別の検閲状況を見ることができ、月により若干の差はあるが、出版物(定期、単行本)納本月表、出版物と新聞紙検

閲数、および行政処分件数、発売頒布禁止出版物(新聞紙) 一覧表、出版物と新聞紙に対する警告通知と警告抹消現況などを整理したもので、要するに、検閲業務の統計と禁書目録である。次に「禁止要項」は発売頒布禁止になった新聞紙と出版物についての処分理由を説明したものである。そして「資料」は、検閲したうちで参考になりそうな資料を付録の形式で収めたもので、社会主義宣伝歌、反戦不穏宣伝物、無産者新聞発禁史、無産文芸誌概況、主要な左翼新聞紙と雑誌の系統図、新聞紙と出版物の差し押さえ部数表などがある。

《台湾出版警察報》にある朝鮮関連項目を整理すると、まず「出版警察概況」では、発売頒布が禁止された内地出版物として、東京で発行された李北満の朝鮮問題叢書《対日本朝鮮労働運動はいかに転回すべきか》(6号)があり、新聞紙としては京城発行の《朝鮮新聞》が13回(6,7号)、《京城日報》が8回(7,9号)、釜山で発行されていた《釜山日報》が1回(7号)ある。「禁止要項」の朝鮮関連出版物はすべて中国で発行されて輸入されたもので、6号(1929.12)から35号(1932.6)をざっと考察した結果、出版物に分類された単行本と雑誌は26件、新聞紙に分類された新聞と雑誌は142件だった。そのほかに日本が韓国を併合した過程と植民地になったあとの事情を記録した教科書が、26件ある。

禁止理由	労働, 階級問題	反日史観	満洲侵略	獨立運動	植民政策批判	反日反帝國主義	排華	台湾報道	その他
単行本	3	9	1	6	1	1	3	0	3
教科書		26							
新聞紙	1	7	11	91	17	1	11	3	0
総計195件	4 (2%)	42 (21.5%)	12 (6.1%)	97 (49.7%)	18 (9.2%)	2 (1%)	14 (7.1%)	3 (1.5%)	3 (1.5%)

「禁止要項」では、発売と頒布禁止処分の理由として、①朝鮮人獨立運動が50件以上でもっとも多い。朝鮮人の獨立運動の全般的な経過、大獨立党の創立と宣言文および檄文の掲載、獨立党領袖の逮捕の記事、東北地方をはじめとして広範囲にわたった朝鮮人の反日示威などである。朝鮮獨立党の消息は9, 10, 11号(1930. 4, 5, 6)に集中的に出てくるが、検閲に遇った1930年2月13日の『瓊崖日報』(海口発行)に載った獨立党の準備大会の宣言文は以下の通りである。(a)積極的に日本人の統治機関を破壊して統治を維持不能にする。(b)学生を援助して示威運動から暴動破壊に発展させる。(c)自治運動に反対して絶対獨立を主張する。(d)凡ての革命の力を大獨立党に集中させ最後の1名、最後の一刻にいたるまで積極的に日本帝國主義に反抗する。次に②日本の朝鮮統治にたいする批判は40件以上に達する。併合のあと政治的自由を剥奪され、掲載的搾取に苦しんでいることを批判した報道で、併合の歴史を記述した中国の教科書もこの理由により台湾には入ってこられなかった。また③朝鮮学生の騷擾事件として報道された光州

学生運動については30件を越え、8号(1930. 2)に検閲の記録が集中している。禁止された新聞報道は、光州から全国的に示威が拡散して朝鮮人の抗日運動が日を迫って激烈になっていることに焦点をあてている。④これと関連して、朝鮮人の逮捕と虐殺、朝鮮人への同情そして安重根や尹奉吉、李奉昌などの抗日志士の行動と賞讃の記事も20件見出される。⑤朝鮮内の学校問題と万宝山事件についての記事検閲も10件以上あるが、その内容は、日本にけしかけられた朝鮮人、あるいは日本の奸計に騙された朝鮮人が、朝鮮内の中国人にたいして虐殺と蛮行を犯したという形に要約される。関連記事以外に、差し押さえ処分を受けた宣伝ビラ、パンフレットなどもある(29号)。そのほかに朝鮮の社会主義関連の記事を載せた新聞の検閲記録もある。

「資料」としては、1926年12月11日に禁止処分された朝鮮革命歌が7号(1930. 1)に載っている。内容は、
(a)我々はいつまで屈服しているのか/自由を無視する暴政に/13道の血は躍る/ここに勇敢な革命児/
(b)暴力に復讐する暴力の/ダイナマイトを手にもって/一度起すのだ、暴動を/ここで勝負は決するぞ/
(c)勝利を告げる民衆の/凱歌の声は山にひびき/南天北岳に赤旗を立てて/祝うのだ、革命を/

検閲で朝鮮関連の出版物が禁止された理由は、反日思想、反日扇動、独立運動、本島民にたいする反抗意識の教唆、日本との感情を破壊すること、大袈裟な報道と過激で不穏な思想、階級意識、日本帝国主義への批判などだが、その基準は一定しているわけではなく、全的に検閲官の判断にかかっていた。また朝鮮の新聞では霧社事件や阿片の専売制度についての言及もやはり禁止された。検閲で禁止処分を受けた中国の新聞と雑誌は、主として上海発行の《申報》、《時事新報》、《時事月報》、《天聲報》など、南京の《中央日報》、汕頭の《汕報》、海口の《瓊崖民國日報》、香港の《華僑日報》、《香港工商日報》、《循環日報》、廈門の《廈門晚報》などが多くを占めており、雑誌では《興華》、《拓荒者》、《新東方》、《東方雑誌》、《青年界》など主に上海地域で発行されたものである。

以上、《台湾出版警察報》にある朝鮮関連の検閲記録の考察により、台湾総督府が統制した朝鮮の記事はすべて安寧に関するもの、すなわち台湾社会に不安と動揺をもたらすような消息に限られていたことがわかった。これは同じ植民地である台湾の人々に朝鮮人の被植民状況、それにとまなう反日情緒と抗日独立運動が伝わらないことを目的とした結果であり、朝鮮人の日本帝国主義と植民支配の認識と批判はこうやって事前に遮断されたのである。1930年代初めの2年間の検閲記録にすぎないが、これを通して類推されたのは、植民地時代には批判的世界認識を統制する方向へと向かう広範囲な検閲がずっと行なわれており、台湾の言論の自由と思想を抑圧管理する機構となっていたことである。(波田野訳)